

四、解雇手当左記ノ通制置セラル

一、一ヶ年来満 日給五十日分

二、一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給 三日小加算

三、一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給 四日小加算

五、一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給 五日小加算

掃玉手前 妻帯者 五十円

合 独身者 三十円

豫先手前 日給十四日分

五、工長、組長、係長ハ全竣工ノ合算ニ元ノノ件布セラル

六、犧牲者ヲ出セルノ

右ノ上一年ハ日給

左ノ要求ニ對シ今社ノセシノ如キ回答ヲ与ヘル

合 同 答 書

一、第一項ニ對シテハ全廢ト想定ヲ没スト虽職工全休カ望ム尤協会ハ
實行セズ

二、第二項ノ意味ニ於テ今迄ニ至リテ是ヲ兼認スルヲ得ズ

三、第三項ノ義漢ニルニ至ルニハ變更セズ職工ト協定出来ル場合ハ時ヲ
ニ制限ヲ設ケズ

四、第四項 別ニ表ス

五、第五項 此制限交ヲ執リテキテ希望ナリ俱ニ當選ストは協会令社ノ不
適当ト認ムルニ至リテハ任在存ス

六、第六項 義漢

前條カ四項

退職金管理定